三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字入倉一の一、二の一、三、四、五の一、五の二、六、七、九の一、一二、一三の二、一四、一五の一、二〇、二三の一、二五の二、四三の二、四三の三、四五の一、四五の四、六八の一、六八の二、六九の二、六九の三、八八、八九の三、九一の一、九三の一、字切久保二八九の一、二八九の二、三三九、三四一の二、字正部二〇三、字惣後五〇の一、五二、五五の五、七三、字狙坂六六

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十月十日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県美馬市美馬町字入倉一三六の一から一三六の四まで、一四七から一四九まで、一五〇の一から一五〇の三まで、一五〇の五、一五一の二、一五二から一五四まで、一五五の一、一五五の二、一五六から一六一まで、一八八の一、一八八の四、一九八の一、一九八の二、二五七の一、二五七の二、二六八の一、二六八の二、二六九の一、二六九の二、二七〇の二、二九〇、二九五の一から二九五の三まで、三一一、三一二の一から三一二の四まで、三一四の三、三一九の一から三一九の四まで、三二〇の一、三二五の四、三三〇の三、三三一の二、三三一の三、三三二、三三三の一、三三三の二、三三五、三三六、三四〇、三四一、三四三の二、三四五の一、三四六から三四八まで、三四九の一、三四九の三、三四九の四、三五一の一、三五一の三から三五一の六まで、三五二の一、三五二の二、三五四の一から三五四の六まで、三五五の一、三五七の一から三五七の四まで、三五九の一、三五九の二、四三七の一、四七二の一、四七三、四八二の一、四八二の二、五九九の一、五九九の二、六二一、六六三、六八二、六八四、六八五、六八五の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字入倉一三六の一から一三六の四まで、一四七から一四九まで、一五〇の一から一五〇の三まで、一五〇の五、一五一の二、一五二から一五四まで、一五五の一、一五五の二、一五六から一六一まで、一八八の一、一八八の四、一九八の一、一九八の二、二五七の一、二五七の二、二六八の一、二六八の二、二六九の一、二六九の二、二七〇の二、二九〇、二九五の一から二九五の三まで、三一一、三一二の一から三一二の四まで、三一四の三、三一九の一から三一九の四まで、三二〇の一、三二五の四、三三〇の三、三三一の二、三三一の三、三三二、三三三の一、三三三の二、三三五、三三六、三四〇、三四一、三四三の二、三五九の一、三五九の二、四七二の一、四七三、四八二の一、四八二の二、五九九の一、五九九の二、六二一、六六三、六八二、六八四、六八五、六八五の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○関東地方整備局告示第三百五十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月十日

関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	前橋市上細井町字新田上一二九一番一地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十月十日

○関東地方整備局告示第三百五十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月十日

関東地方整備局長　越智　繁雄

別表に次のように加える。

二十六	日本タリアセン株式会社	東京都大田区池上五丁目3番21号	省令第十五条各号に掲げる区分	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）、神奈川県、山梨県及び長野県の全域	東京都渋谷区代々木一丁目36番1号オダカビル4階B号室	平成二十六年九月二十六日	指定した日から五年間

○中部地方整備局告示第百六十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年中部地方整備局告示第百二十六号の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月十日

中部地方整備局長　八鍬　隆

別表に次のように加える。

四	株式会社愛知確認検査	愛知県瀬戸市川端町三丁目十二番地	省令第十五条第一号から第六号まで、第十三号及び第十四号に掲げる区分	愛知県の全域、岐阜県可児市、岐阜県多治見市、岐阜県土岐市、岐阜県瑞浪市	イ　本店　愛知県瀬戸市川端町三丁目十二番地 ロ　刈谷支店　愛知県刈谷市広小路三丁目六三番地	平成二十六年九月二十四日	指定をした日から五年間

○北海道開発局告示第百三十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月十日

北海道開発局長　岡部　和憲

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百七十二号	北海道釧路郡釧路町字上別保原野東五線四二番一二から同町字上別保原野東五線四四番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局釧路開発建設部
三百三十五号	北海道標津郡標津町字忠類一番二から同町字忠類二七三番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　平成二十六年十月十日